

令和元年度 環境にやさしい企業行動調査
(平成 30 年度における取組に関する調査)

調査結果

【概要版】

令和2年3月

環境省

令和元年度「環境にやさしい企業行動調査」結果のまとめ

○ 調査期間

令和元年 12 月 2 日(月)～令和2年2月 14 日(金)

○ 調査対象並びに有効回答数及び回収率

	調査対象事業者数	有効回答数	回収率(%)
合計	4,328	1,215	28.1
上場企業	774	327	42.2
非上場企業	3,554	888	25.0

○ 調査結果概要

1. 環境マネジメントシステムの認証について <【概要版】8ページ>

ISO14001、エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している企業は全体で 49.8%である。上場企業では 68.8%が構築・運用しており、非上場企業では 42.8%であった。

2. 取引先との関係について <【概要版】11 ページ>

グリーン購入を実施している企業は全体で 57.7%である。上場企業では 77.4%が実施しており、非上場企業では 50.5%であった。

3. 環境に関する情報開示等について <【概要版】17 ページ>

環境報告書を作成・公表している企業は全体で 35.0%である。上場企業では 66.4%が作成・公表しているが、非上場企業では 23.4%にとどまる。

4. 環境ビジネスについて <【概要版】19 ページ>

環境ビジネスを行っている企業は全体で 34.1%である。上場企業では 55.7%が行っているが、非上場企業では 26.1%にとどまる。

5. 地球温暖化防止対策について <【概要版】20 ページ>

地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画を作成している企業は全体で 48.6%である。上場企業では 70.3%が作成しており、非上場企業では 40.5%であった。

また、作成の上、公表までしている企業は全体で 30.7%である。上場企業では 55.7%が公表まで行っているが、非上場企業では 21.5%にとどまる。

6. 環境会計について <【概要版】25 ページ>

環境会計を導入している企業は全体で 19.6%である。上場企業では 44.3%が導入しているが、非上場企業では 10.5%にとどまる。

令和元年度「環境にやさしい企業行動調査」結果概要

I. 調査概要

1. 調査目的

現在の社会経済システムを環境への負荷が少ない持続可能なものにするためには、経済活動の重要な主体である企業等による環境保全の取組が重要であり、その取組を更に促進していくことが必要不可欠である。

そのためには、企業等の環境保全に関する取組を促進するための課題と施策を検討するため、その実態を把握することが必要である。また、その結果を広く国民や企業等に提供することは、各界における環境保全の取組をより一層促すための啓発手段として有用である。

このため、企業等を対象に、環境配慮行動等について統計調査を実施した。

2. 調査内容

(1) 調査期間

令和元年12月2日(月)～令和2年2月14日(金)

(2) 調査対象

経済センサス事業所母集団データベースより、業種(13区分)及び従業員数(4区分)による層化抽出を行った。

○ 対象事業者数	4,328 社
[上場区分内訳]	
東京証券取引所1部及び2部上場企業	774 社
非上場企業	3,554 社

【母集団データの概要】

入手元 : 平成30年次フレーム(総務省統計局公表)

対象地区: 全国

対象業種: 全業種

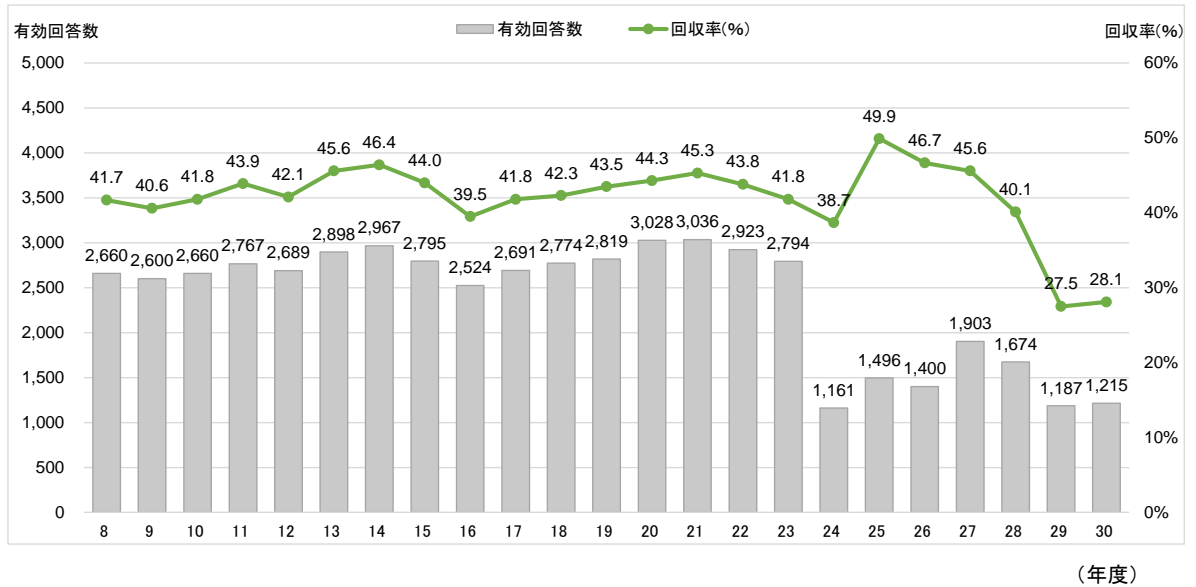
従業員数: 500名以上

法人格 : 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、相互会社、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同組合、協同組合連合会、共済組合、医療法人、医療法人社団、医療法人財団、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、監査法人、社会福祉法人

(3) 有効回答数及び回収率

合計	1,215 社{有効回収率 28.1%(平成 29 年度 27.5%)}
上場企業	327 社{有効回収率 42.2%(平成 29 年度 37.0%)}
非上場企業	888 社{有効回収率 25.0%(平成 29 年度 25.3%)}

図1 有効回答数及び回収率の推移



【重要】調査方法の変更について

平成 23 年度までは対象事業者の全数調査であったが、平成 24 年度より標本調査に変更している。

(4) 調査内容

- ① 環境配慮経営の推進状況等について
- ② 環境マネジメントシステムの認証について
- ③ 取引先との関係について
- ④ 事業活動に係るライフサイクルにおける環境取組について
- ⑤ 環境に関する情報開示等について
- ⑥ 環境ビジネスについて
- ⑦ 地球温暖化防止対策について
- ⑧ 環境会計について

令和元年度環境にやさしい企業行動調査の詳細データは詳細版としてまとめています。タイトルの後に表記している括弧書きは詳細版の該当設問番号及びページ番号に対応しています。令和元年度の詳細版は、<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html> からご覧いただけます。

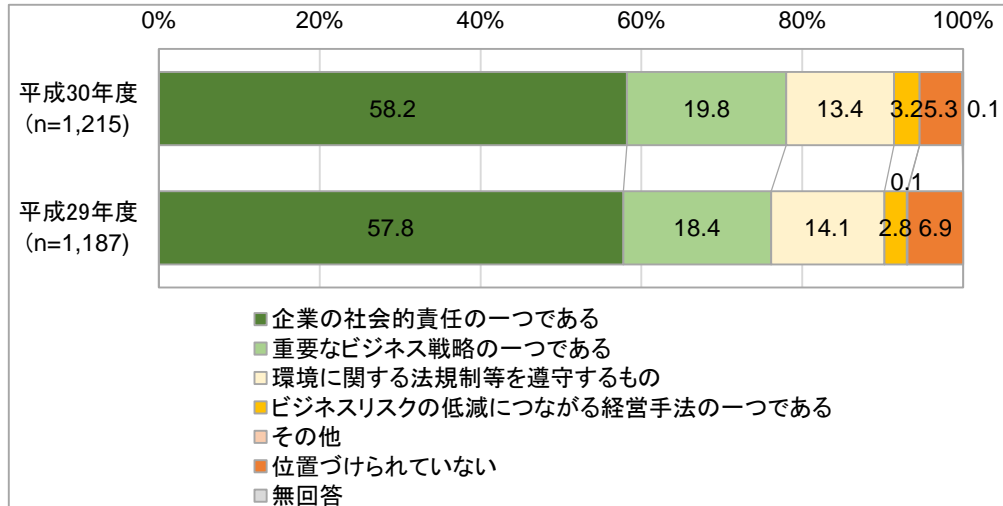
II. 環境に配慮した取組に関する調査結果概要

1. 環境配慮経営の推進状況等について

i. 環境配慮経営の位置付け <【詳細版】2-1(5ページ)>

環境配慮経営について、「企業の社会的責任の一つである」と位置付けている企業が 58.2%で最も多く、次いで、「重要なビジネス戦略の一つである」が 19.8%となっている。

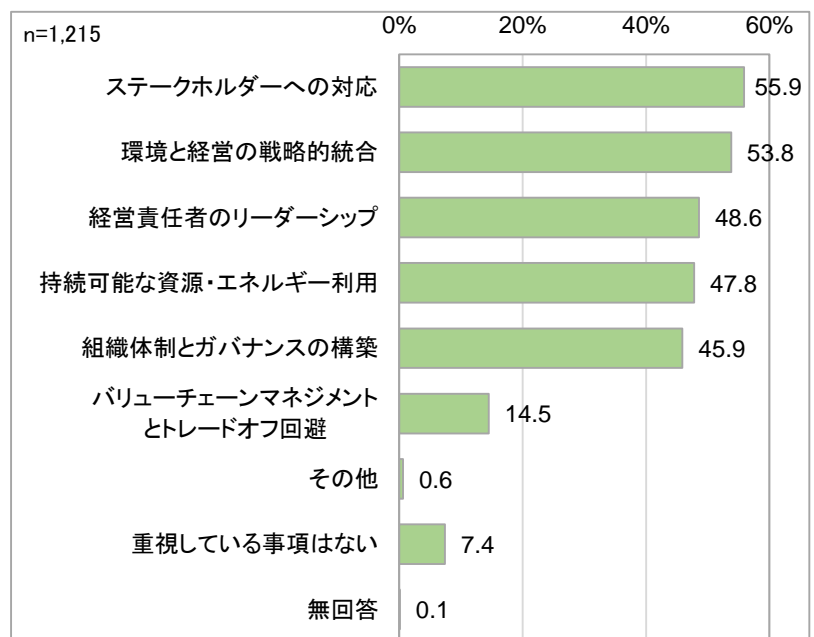
図2 環境配慮経営の位置付け



ii. 環境配慮経営を実施する上で重視する事項 <【詳細版】2-2(9ページ)>

環境配慮経営を実施する上で重視する事項としては、「ステークホルダーへの対応」を挙げる企業が 55.9%で最も多く、次いで、「環境と経営の戦略的統合」(53.8%)となっている。

図3 環境配慮経営を実施する上で重視する事項

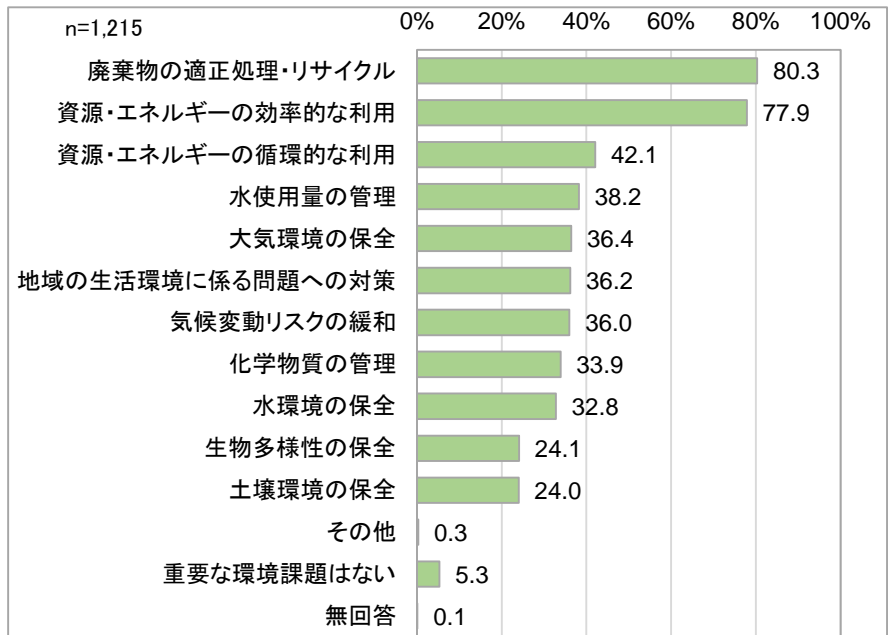


iii. 事業エリア内の重要な環境課題 <【詳細版】2-3(13 ページ)>

環境配慮経営を推進するに当た

図4 事業エリア内の環境課題

って重要と位置付ける事業
エリア内の環境課題としては、
「廃棄物の適正処理・リサイ
クル」(80.3%)と「資源・エネ
ルギーの効率的な利用」
(77.9%)の二つを挙げる企
業が多い。

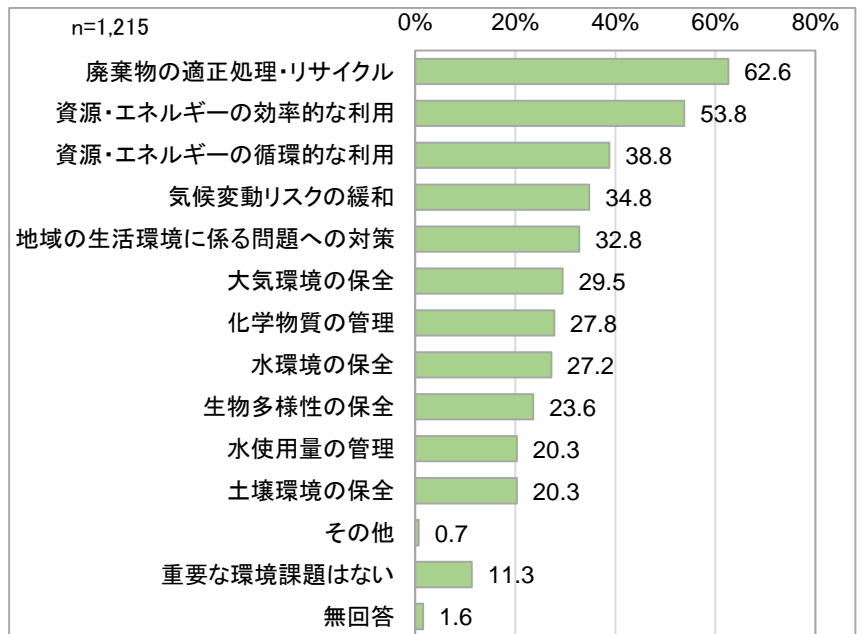


iv. 事業エリア外の重要な環境課題 <【詳細版】2-4(18 ページ)>

環境配慮経営を推進するに当たっ

図5 事業エリア外(川上・川下)の環境課題

て重要と位置付ける事業エリア外(川
上・川下)の環境課題としては、
「廃棄物の適正処理・リサイク
ル」を挙げる企業が62.6%で最
も多く、次いで「資源・エネ
ルギーの効率的な利用」(53.8%)と
なっている。



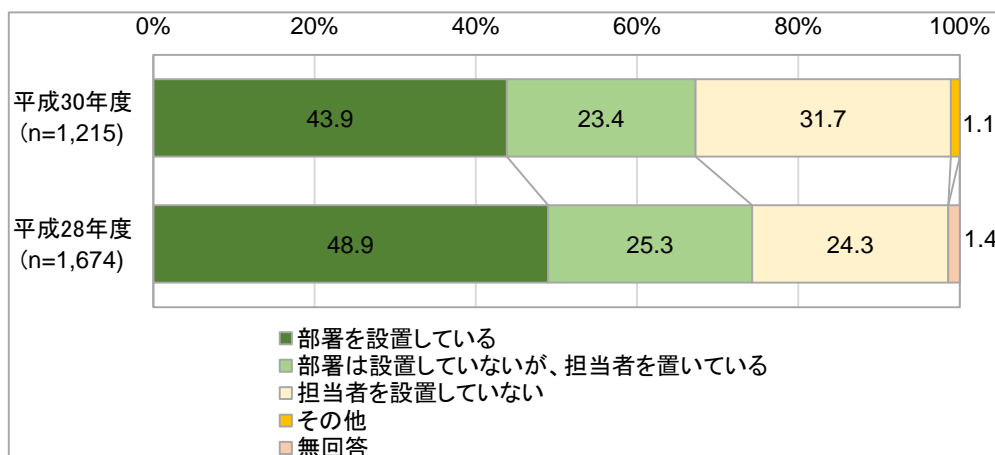
v. 環境配慮経営推進のための部署又は担当者の設置 <【詳細版】2-5(23 ページ)>

環境配慮経営推進のための「部署を設置している」企業は43.9%であり、部署は「部署は設置していないが、担当者を置いている」企業は23.4%であった。「担当者を設置していない」企業は31.7%となっている。

前々回調査と比較すると、「部署を設置している」企業が減少し、「担当者を設置していない」企業が増加している。

* 前回調査は該当する設問なし。

図6 環境配慮経営推進のための部署又は担当者の設置

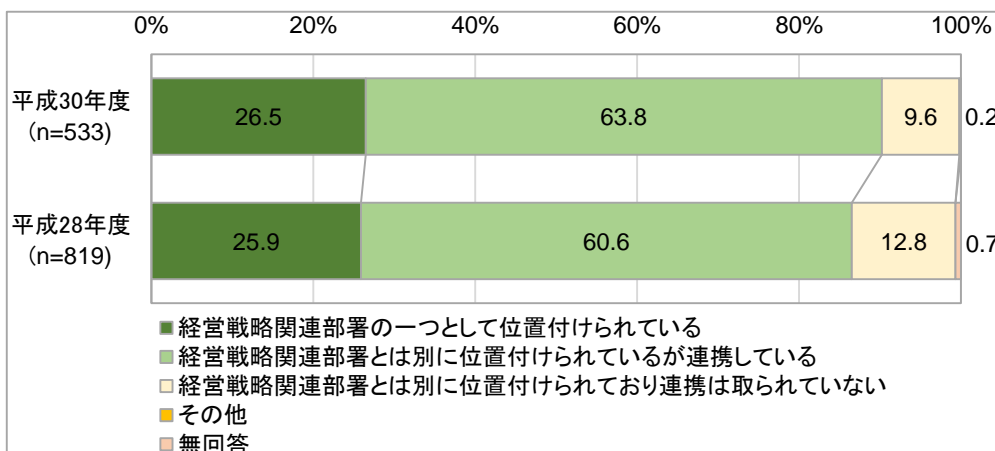


vi. 環境配慮経営推進担当部署の経営戦略担当部署との関係 <【詳細版】2-6(27 ページ)>

環境配慮経営推進担当部署の経営戦略担当部署との関係については、「経営戦略関連部署とは別に位置付けられているが連携している」が63.8%を占め、「経営戦略関連部署の一つとして位置付けられている」は26.5%となっている。また、「経営戦略関連部署とは別に位置付けられており連携は取られていない」という企業は9.6%であった。

* 前回調査は該当する設問なし。

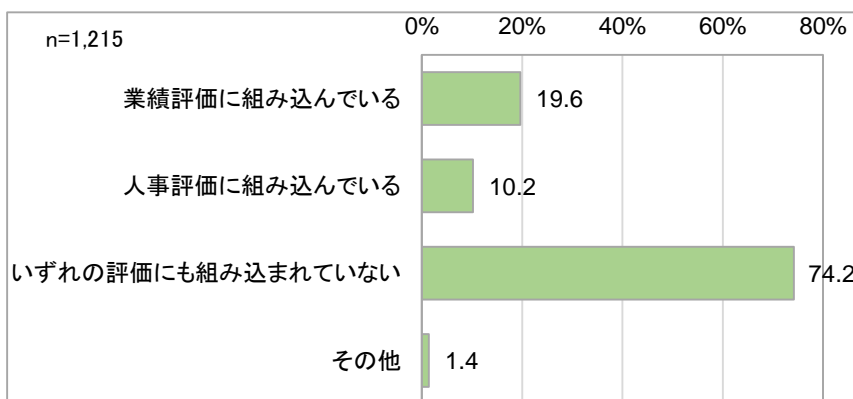
図7 環境配慮経営推進担当部署の経営戦略担当部署との関係



vii. 業績評価又は人事評価への環境配慮視点の組み込みの有無 <【詳細版】2-7(31 ページ)>

環境配慮経営の推進に当たり、環境配慮の視点を「業績評価に組み込んでいる」企業は 19.6%であり、「人事評価に組み込んでいる」企業は 10.2%にとどまる。一方、「いずれの評価にも組み込まれていない」という企業は 74.2%を占めている。

図8 業績評価又は人事評価への環境配慮視点の組み込みの有無



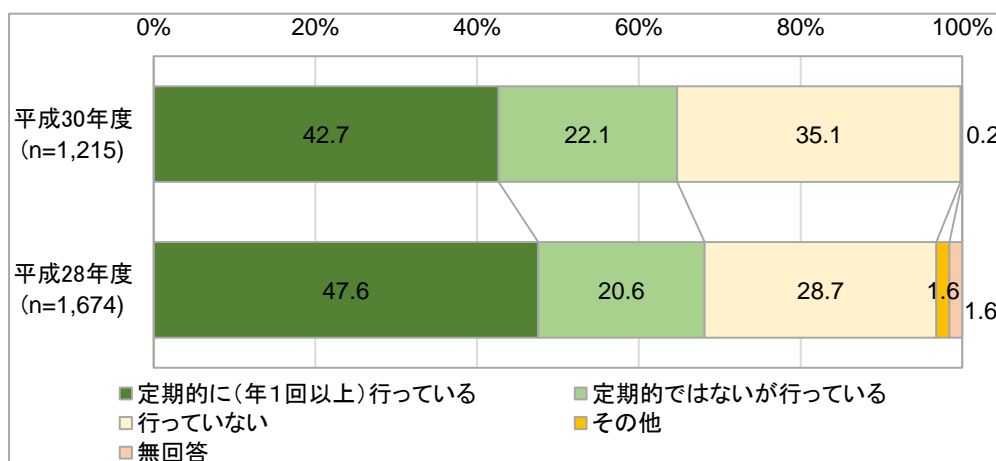
viii. 従業員等に対する環境教育の実施状況 <【詳細版】2-8(35 ページ)>

経営層、従業員等に対し環境教育を「定期的に(年1回以上)行っている」企業は 42.7%を占め、「定期的ではないが行っている」企業(22.1%)と合わせると 64.8%の企業が環境教育を実施している。

前々回調査と比べると、「定期的に行っている」企業がやや減り、「行っていない」企業がやや増えている。

* 前回調査は該当する設問なし。

図9 従業員等に対する環境教育の実施状況



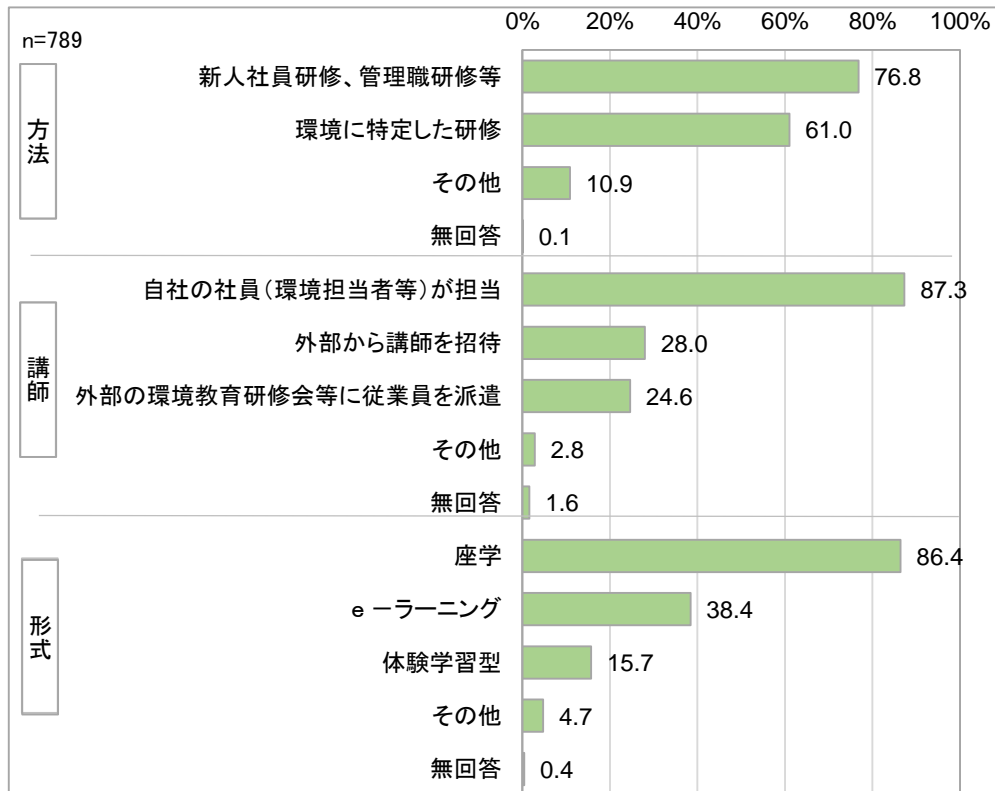
ix. 従業員等に対する環境教育の実施形態 <【詳細版】2-9(39 ページ)>

経営層、従業員等に対し環境教育を行っている企業では、「新入社員研修、管理職研修等」で行っている企業が76.8%、環境マネジメント研修等の「環境に特定した研修」を行っている企業が61.0%となっている。

講師については、「自社の社員が担当」している企業が87.3%を占める。

形式は、「座学」が86.4%を占め最も多く、次いで「e-ラーニング」(38.4%)、「体験学習型」(15.7%)となっている。

図 10 従業員等に対する環境教育の実施状況



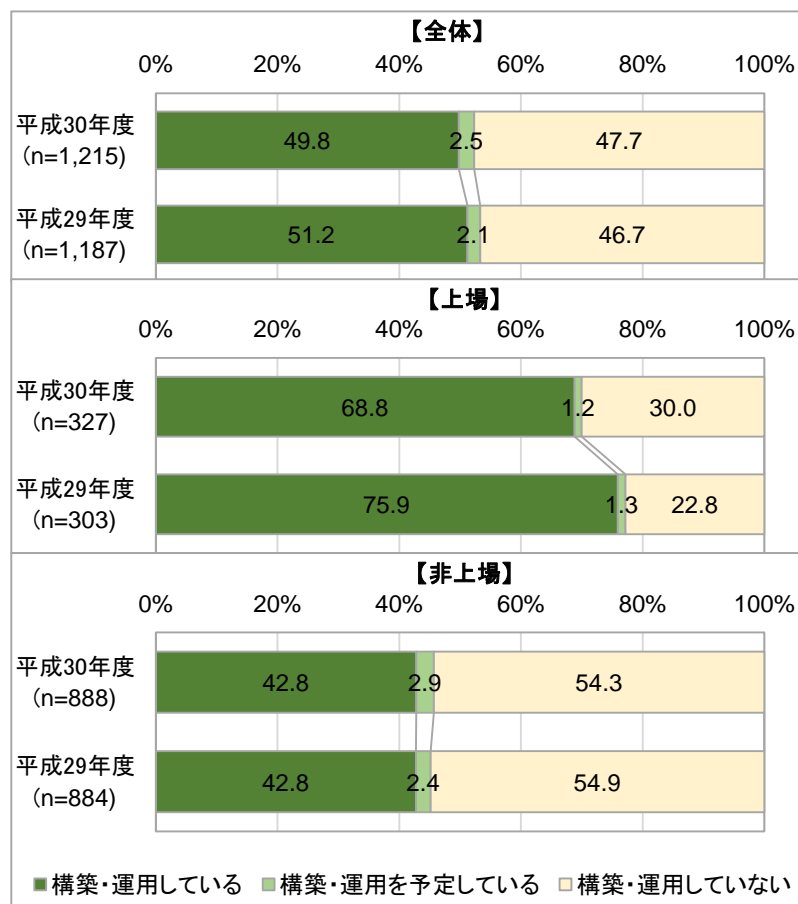
2. 環境マネジメントシステムの認証について

i. 環境マネジメントシステムの構築・運用状況 <【詳細版】3-1(42 ページ)>

ISO14001、エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムについては、半数の49.8%の企業が構築・運用している。

上場企業では、構築・運用する企業が68.8%を占めるが、前回調査(75.9%)からは7.1ポイント減少している。一方、非上場企業では、構築・運用する企業は半数に満たない42.8%となっている。

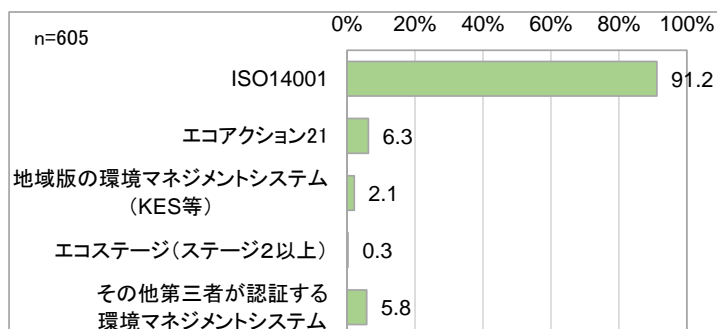
図 11 環境マネジメントシステムの構築・運用状況



ii. 構築・運用している環境マネジメントシステム <【詳細版】3-2(46 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用している企業では、91.2%とほとんどの企業がISO14001を採用している。

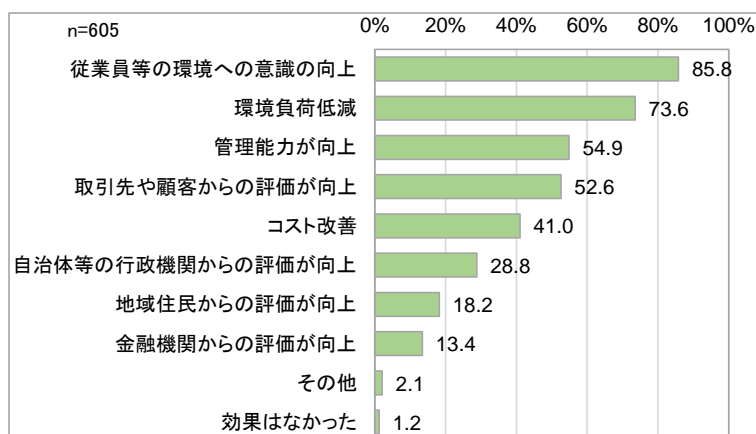
図 12 構築・運用している環境マネジメントシステム



iii. 環境マネジメントシステムの構築・運用の効果 <【詳細版】3-3(50 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用している企業では、その効果として、「従業員等の環境への意識の向上」を挙げる企業が 85.8%で最も多く、次いで、「環境負荷低減」(73.6%)となっている。その他、過半数の企業が、「管理能力が向上」(54.9%)、「取引先や顧客からの評価が向上」(52.6%)を挙げている。

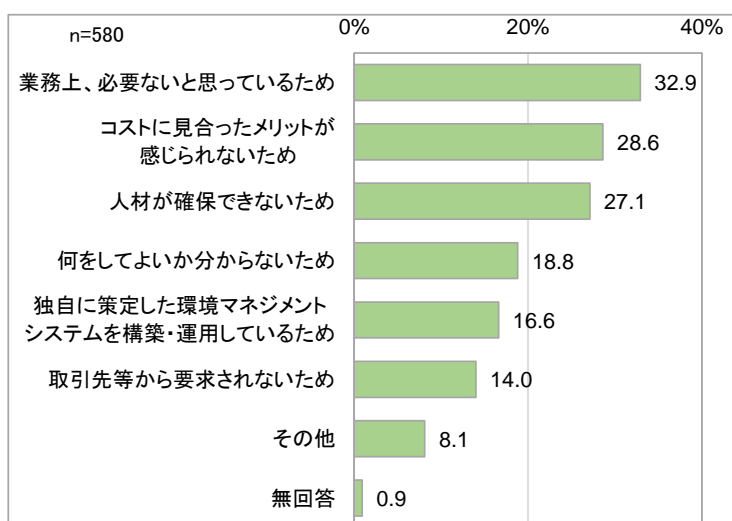
図 13 環境マネジメントシステムの構築・運用の効果



iv. 環境マネジメントシステムを構築・運用しない理由 <【詳細版】3-4(53 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用していない企業は、その理由として、「業務上、必要ないと思っているため」を挙げる企業が 32.9%で最も多い。次いで、「コストに見合ったメリットが感じられないため」(28.6%)、「人材が確保できないため」(27.1%)となっている。

図 14 環境マネジメントシステムを構築・運用しない理由



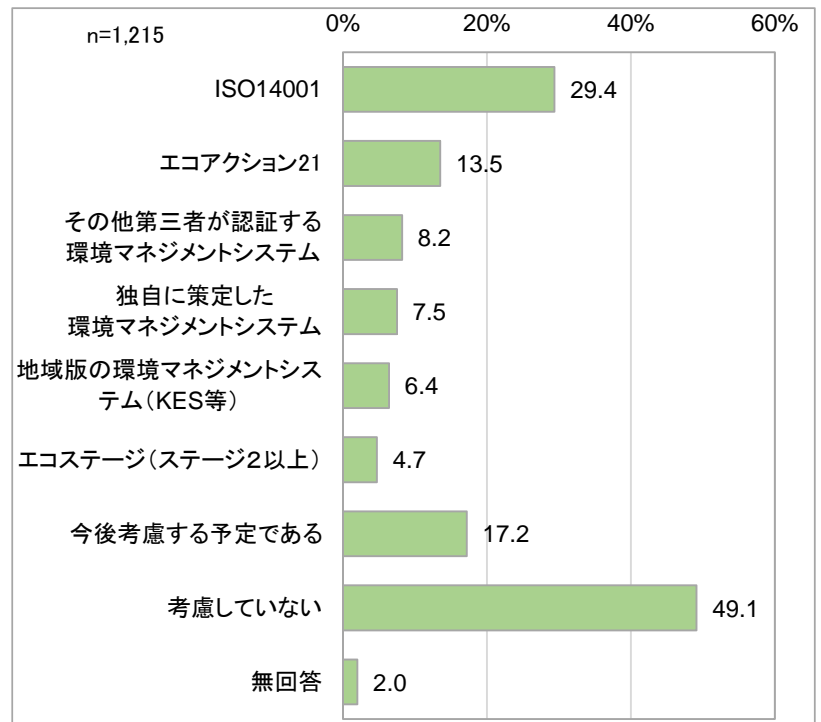
3. 取引先との関係について

i. 取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステム <【詳細版】4-1(56 ページ)>

取引先(請負業者、納入業者等)の選定に当たり、取引先での構築・運用状況を考慮している環境マネジメントシステムとしては、ISO14001が29.4%で最も多く、次いで、エコアクション21(13.5%)となっている。

一方、取引先の環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮していない企業は半数の49.1%を占めている。また、今後考慮予定の企業は17.2%となっている。

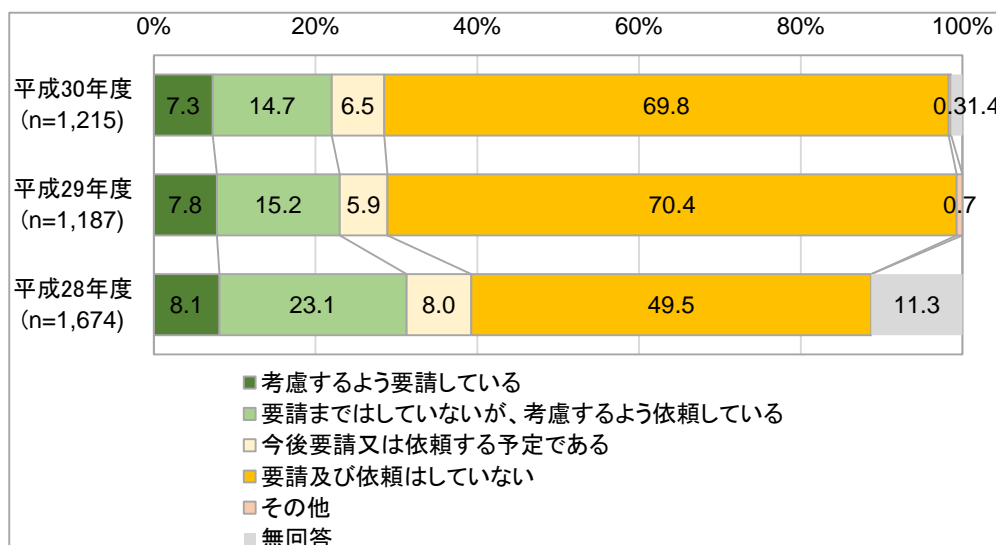
図 15 取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステム



ii. 取引先に対する取引業者選定時の環境マネジメントシステム構築・運用状況の考慮の要請 <【詳細版】4-2(60 ページ)>

取引先に対して、その取引先(二次納入先以降)の選定に当たり環境マネジメントシステムの構築・運用状況を「考慮するよう要請している」企業は7.3%、「要請まではしていないが、考慮するよう依頼している」企業は14.7%となっており、「要請」又は「依頼」している企業は合わせて22.0%である。

図 16 取引先に対する取引業者選定時の環境マネジメントシステム構築・運用状況の考慮の要請



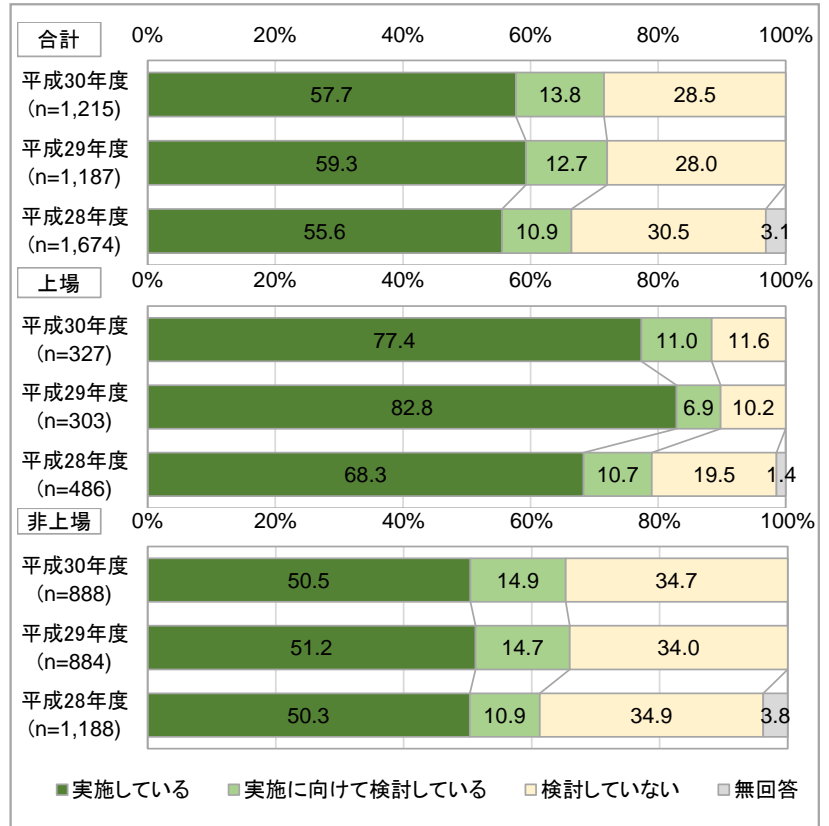
iii. グリーン購入の実施状況 <【詳細版】4-3(64 ページ)>

グリーン購入(環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定)を実施している企業は57.7%となっている。

上場企業では、実施している企業が77.4%を占める。

一方、非上場企業で実施している企業は半数の50.5%である。

図 17 グリーン購入の実施状況



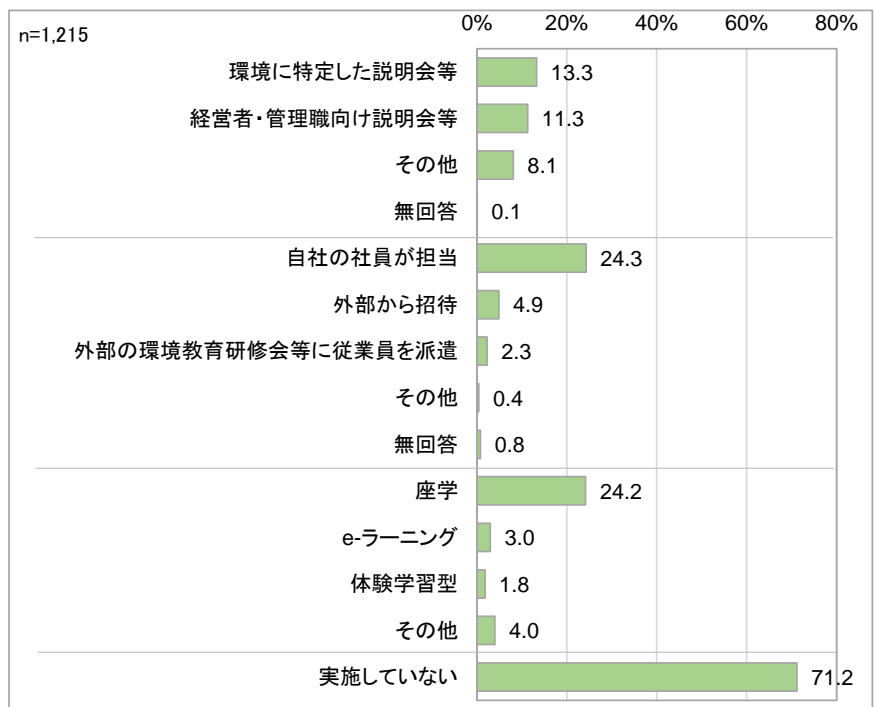
iv. 取引先に対する環境取組の説明会又は研修の実施状況 <【詳細版】4-4(68 ページ)>

取引先の経営者、従業員に向けた環境取組の説明会又は研修については、「実施していない」企業が71.2%を占めている。

実施している場合は、「環境に特定した説明会等」が13.3%、「経営者・管理職向け説明会等」が11.3%となっている。

講師については、「自社の社員が担当」が24.3%であり、形式は「座学」が24.2%となっている。

図 18 取引先に対する環境取組の説明会又は研修の実施状況

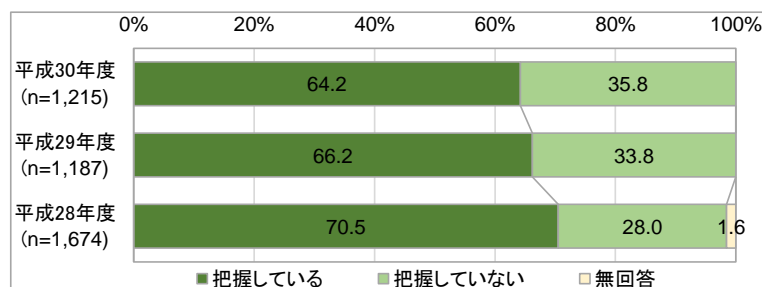


4. 事業活動に係るライフサイクルにおける環境取組について

i. 事業エリア内における環境負荷データの把握状況 <【詳細版】5-1(71 ページ)>

事業エリア内の環境負荷データを把握している企業は 64.2%と3分の2を占めるが、過去3年間では漸減傾向にある。

図 19 事業エリア内における環境負荷データの把握状況

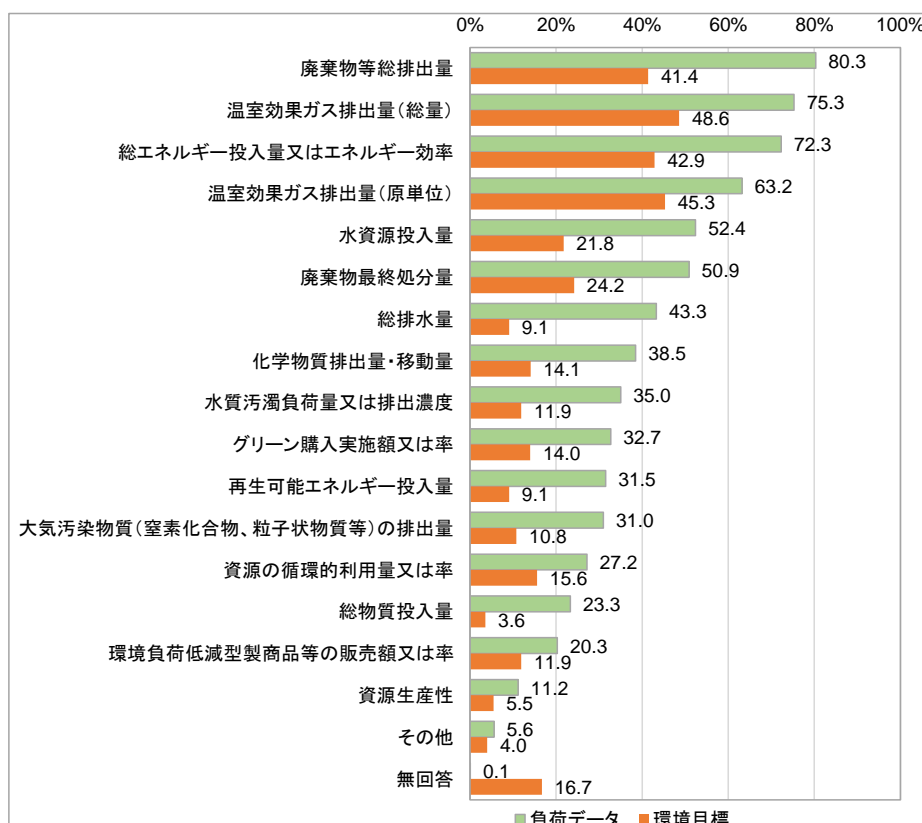


ii. 事業エリア内で把握している環境負荷データ及び目標設定項目 <【詳細版】5-2(74 ページ)>

事業エリア内で把握している環境負荷データとしては、「廃棄物等総排出量」を挙げた企業が 80.3%で最も多く、次いで、「温室効果ガス排出量(総量)」「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」(72.3%)、「温室効果ガス排出量(原単位)」(63.2%)となっている。その他、半数の企業が「水資源投入量」(52.4%)、「廃棄物最終処分量」(50.9)を把握している。

把握している負荷データの内、目標を設定しているものとしては、「温室効果ガス排出量」が最も多く、総量で 48.6%、原単位で 45.3%と半数近くの企業が把握している。次いで、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」が 42.9%となっている。また、「廃棄物等総排出量」は、負荷データとして把握している企業が最も多いが、目標を設定しているのは半数の 41.4%となっている。

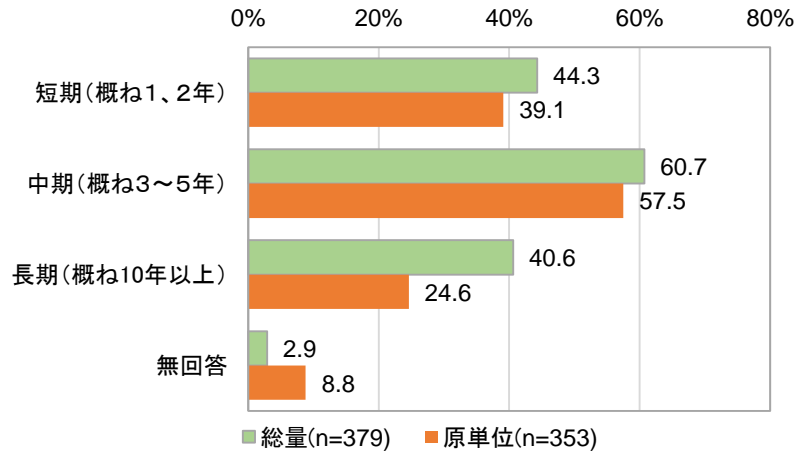
図 20 事業エリア内で把握している環境負荷データ及び目標設定項目



iii. 温室効果ガス排出量の目標設定期間 <【詳細版】5-3(84 ページ)>

温室効果ガス排出量について目標を設定している企業では、過半数(総量 60.7%、原単位 57.5%)が中期(概ね3~5年)の目標を設定している。長期(概ね 10 年以上)の目標を設定している企業は総量では 40.6%であるが、原単位では 24.6%にとどまる。

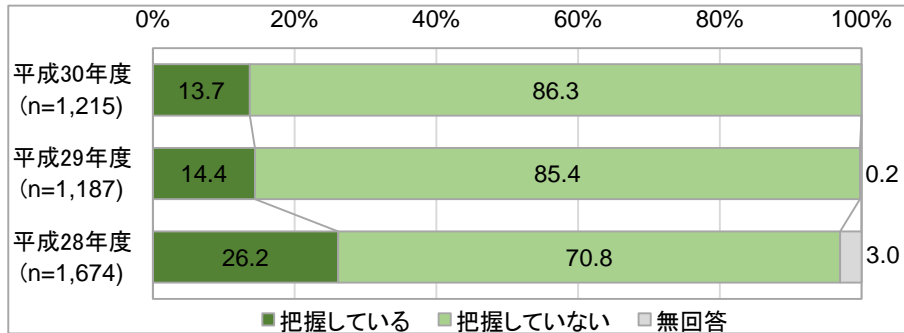
図 21 温室効果ガス排出量の目標設定期間



iv. 事業エリア外における環境負荷データの把握状況 <【詳細版】5-4(88 ページ)>

事業エリア外(川上・川下)の環境負荷データを把握している企業は 13.7%にとどまり、過去3年間では漸減傾向にある。

図 22 事業エリア外(川上・川下)における環境負荷データの把握状況

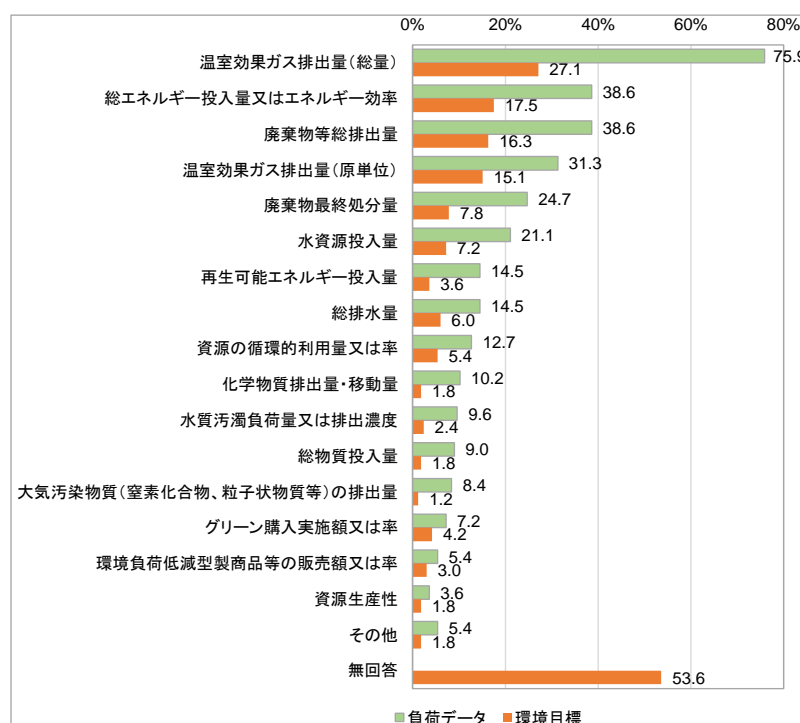


v. 事業エリア外で把握している環境負荷データ及び目標設定項目 <【詳細版】5-5(91 ページ)>

事業エリア外で把握している環境負荷データとしては、「温室効果ガス排出量(総量)」を挙げた企業が 75.9%で最も多い。「温室効果ガス排出量(総量)」は、目標を設定している企業も最も多いが、割合としては 27.1%にとどまっている。

その他、把握している負荷データとしては、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」(38.6%)、「廃棄物等総排出量」(38.6%)、「温室効果ガス排出量(原単位)」(31.3%)を挙げる企業が多い。また、これらについて目標を設定している企業は、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」で 17.5%、「廃棄物等総排出量」で 16.3%、「温室効果ガス排出量(原単位)」で 15.1%となっている。

図 23 事業エリア外で把握している環境負荷データ及び目標設定項目



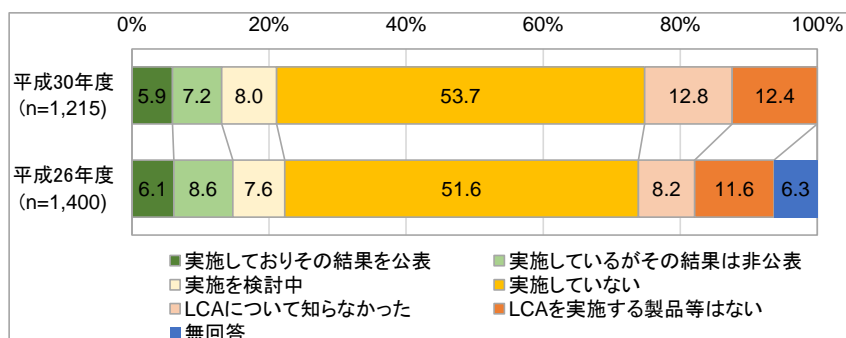
vi. LCA(ライフサイクルアセスメント)の実施状況 <【詳細版】5-6(101 ページ)>

LCA(ライフサイクルアセスメント)については、「実施していない」が過半数の 53.7%となっている。

「実施しておりその結果を公表」は 5.9%、「実施しているがその結果は非公表」は 7.2%であり、公表、非公表を合わせ実施している企業は 13.1%にとどまる。また、「LCA について知らなかった」という企業も 12.8%となっている。

*平成 27 年度から前回までの調査は、該当する設問がない、又は、質問形式が異なる。

図 24 LCA(ライフサイクルアセスメント)の実施状況



5. 環境に関する情報開示等について

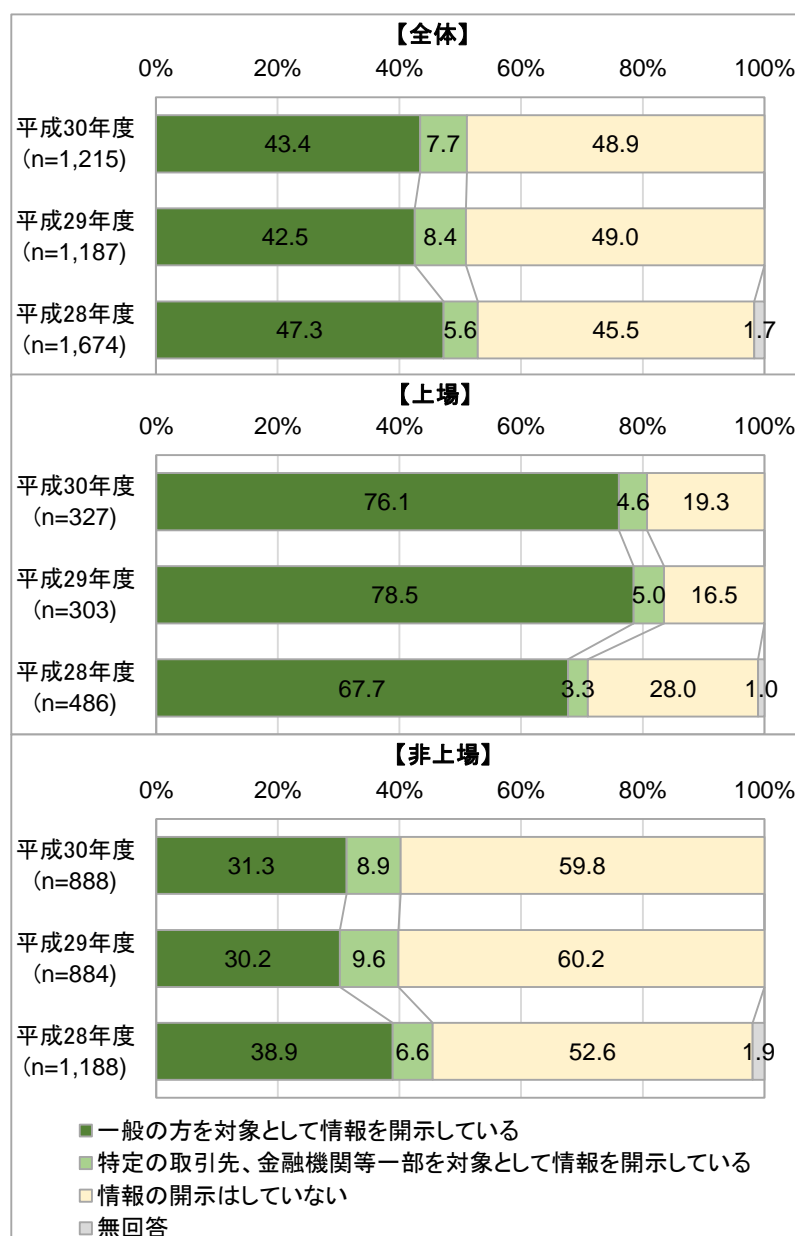
i. 環境に関するデータ、取組等の情報の開示状況 <【詳細版】6-1(105 ページ)>

環境に関するデータ、取組等に関し、「一般の方を対象として情報を開示している」企業は 43.4%、「特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を開示している」企業は 7.7%であり、合わせて 51.1%と半数の企業が情報を開示している。

上場企業では、開示企業が 80.7%を占めている。

一方、非上場企業では、開示企業は 40.2%と上場企業の半分の割合にとどまっている。

図 25 環境に関するデータ、取組等の情報の開示状況



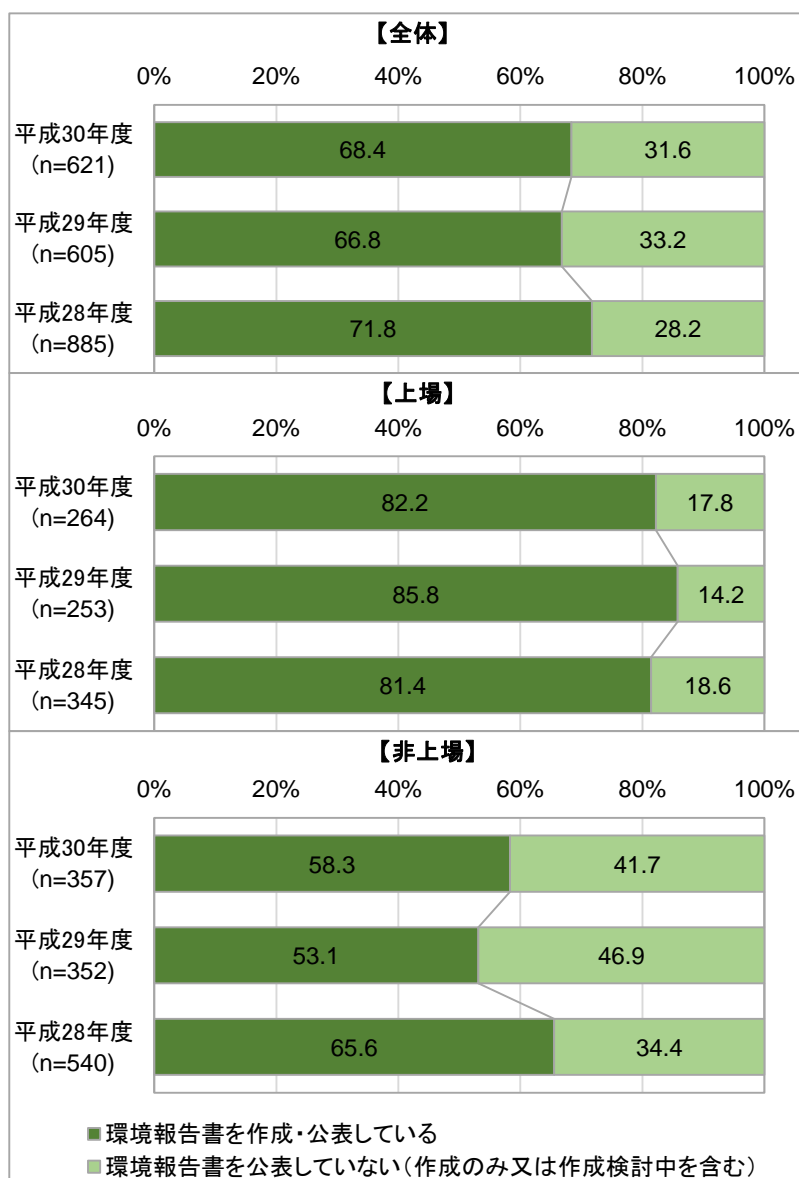
ii. 環境報告書の作成・公表の状況 <【詳細版】6-2(109 ページ)>

環境に係る情報を開示している企業の内、環境報告書を作成・公表しているところは 68.4%である(作成しているものの公表していない企業は 6.3%)。

上場企業では、8割を超える 82.2%の企業が環境報告書を作成・公表している。

一方、非上場企業では、作成・公表している企業は 58.3%となっている。

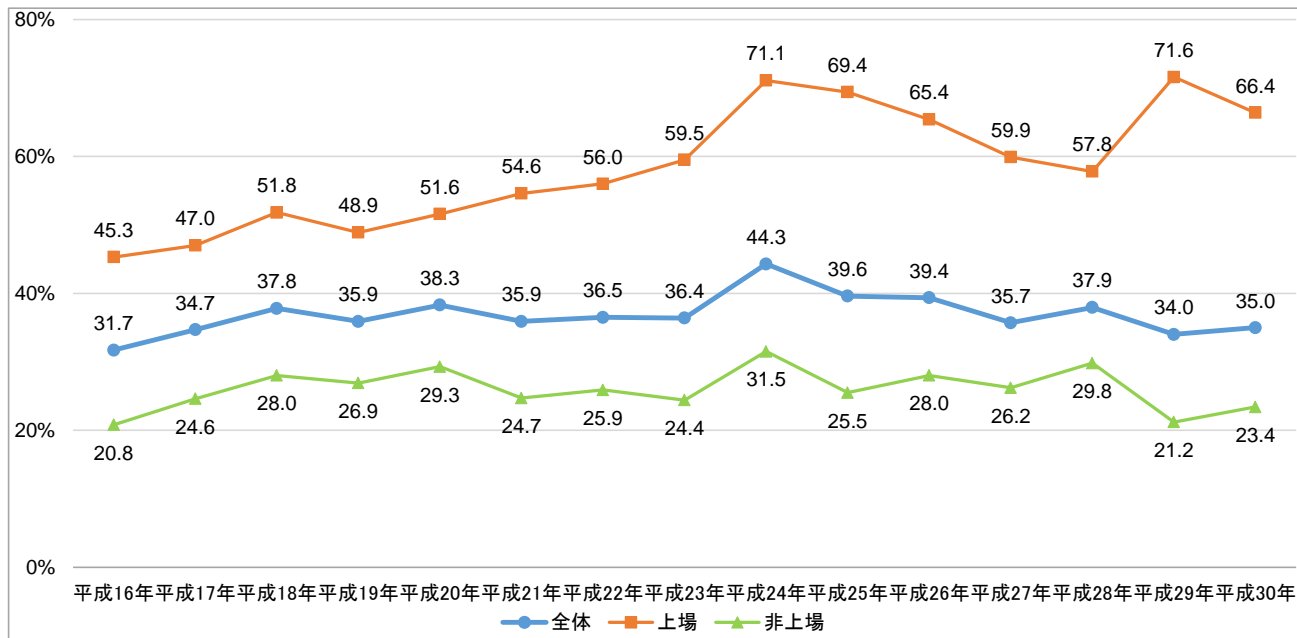
図 26 環境報告書の作成・公表の状況



環境報告書を作成・公表している企業の全体に対する割合を経年で見ると、上場企業では、平成16年には半数に満たなかったが、現在は、6、7割程度を推移しており、増加傾向にある。

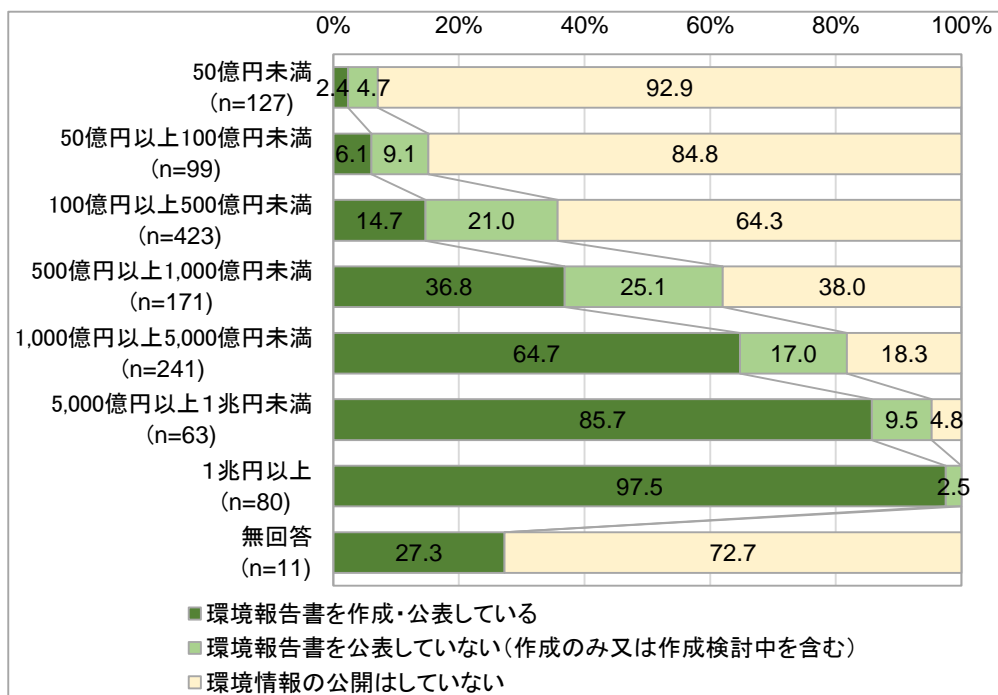
一方、非上場企業では、作成・公表している企業は2、3割程度で推移しており、上場企業との差が開く傾向にある。

図 27 環境報告書の作成・公表の状況(経年推移)



次に、売上高別に見ると、環境報告書を作成・公表している企業は、売上高が大きくなるにつれ割合が高くなる傾向にあり、100億円未満では1割に満たないが、1000億円以上では6割以上となり、1兆円以上ではほとんどの企業が作成・公表している。

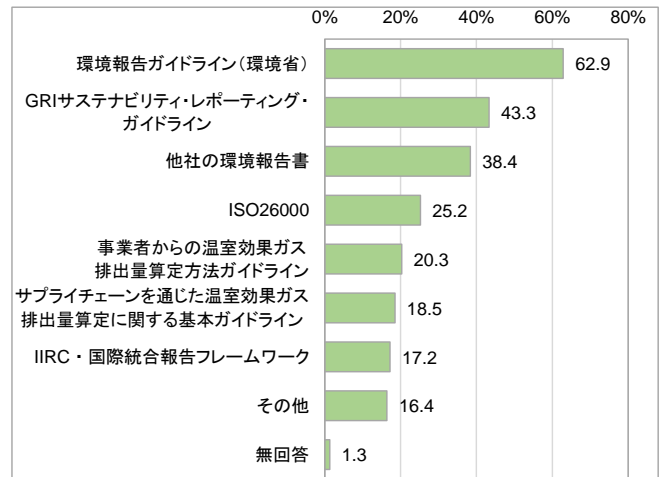
図 28 環境報告書の作成・公表の状況(売上高別)



iii. 環境報告書作成に当たって参考としているガイドライン等 <【詳細版】6-3(117 ページ)>

環境報告書を作成している企業では、その作成の際に、「環境報告ガイドライン(環境省)」を参考としているところが62.9%で最も多い。次いで、「GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン」(43.3%)、「他社の環境報告書」(38.4%)を参考としている企業が4割程度となっている。

図 29 環境報告書作成に当たって参考としているガイドライン



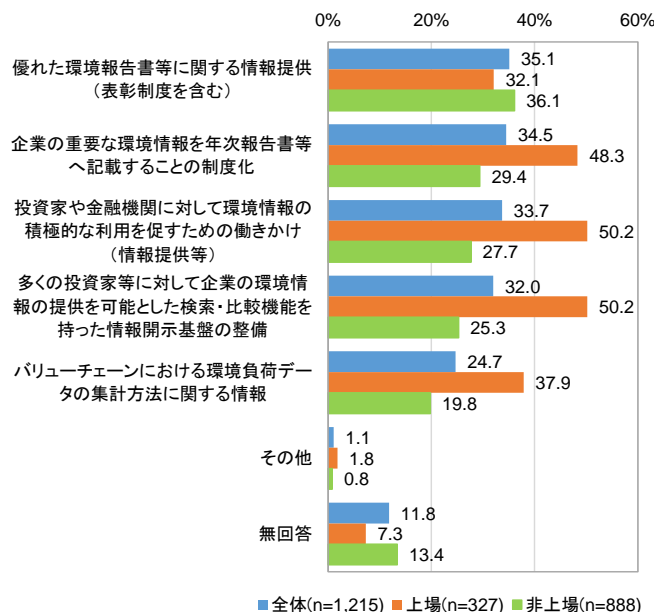
iv. 環境情報の利用促進策 <【詳細版】6-4(120 ページ)>

昨今、持続可能な社会と事業の発展のために、事業者の環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を活用した投資が国内外で注目されているところであるが、適切と考える環境情報の利用促進策としては、「優れた環境報告書等に関する情報提供(表彰制度を含む)」(35.1%)、「企業の重要な環境情報を年次報告書等へ記載することの制度化」(34.5%)、「投資家や金融機関に対して環境情報の積極的な利用を促すための働きかけ(情報提供等)」(33.7%)、「多くの投資家等に対して企業の環境情報の提供を可能とした検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備」(32.0%)を挙げる企業がそれぞれ3割強となっている。

上場企業では、「投資家や金融機関に対して環境情報の積極的な利用を促すための働きかけ(情報提供等)」(50.2%)、「多くの投資家等に対して企業の環境情報の提供を可能とした検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備」(50.2%)、「企業の重要な環境情報を年次報告書等へ記載することの制度化」(48.3%)を挙げる企業が半数となっている。

非上場企業では、「優れた環境報告書等に関する情報提供(表彰制度を含む)」が36.1%で最も多い。

図 30 環境情報の利用促進策



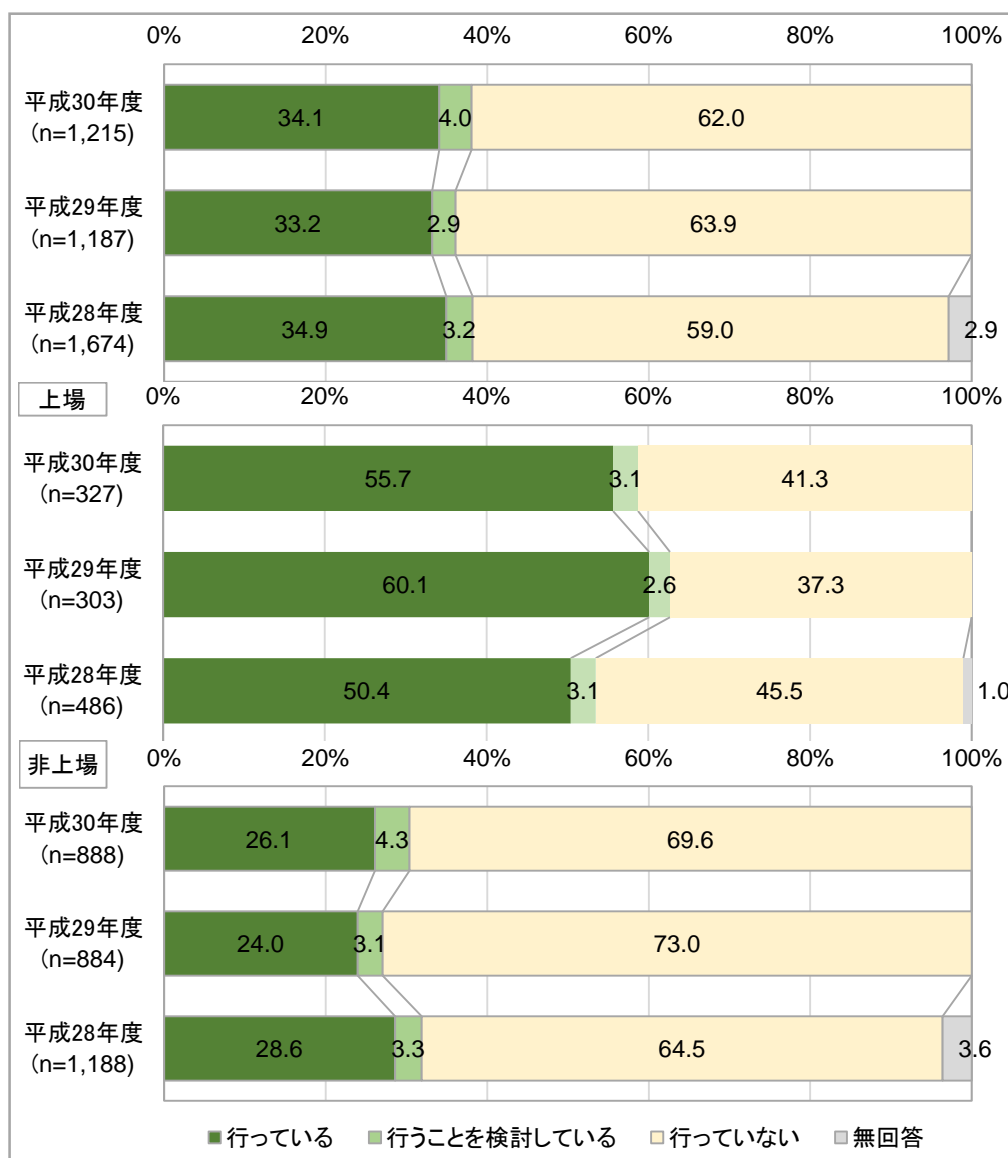
6. 環境ビジネスについて

i. 環境ビジネスの実施状況 <【詳細版】7-1(130 ページ)>

環境ビジネスを行っている企業は 34.1%となっている。

上場企業の 55.7%の企業が行う一方、非上場で環境ビジネスを行っている企業は 26.1%にとどまる。

図 31 環境ビジネスの実施状況



7. 地球温暖化防止対策について

i. 地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画の作成及び公表

<【詳細版】8-1(134 ページ)>

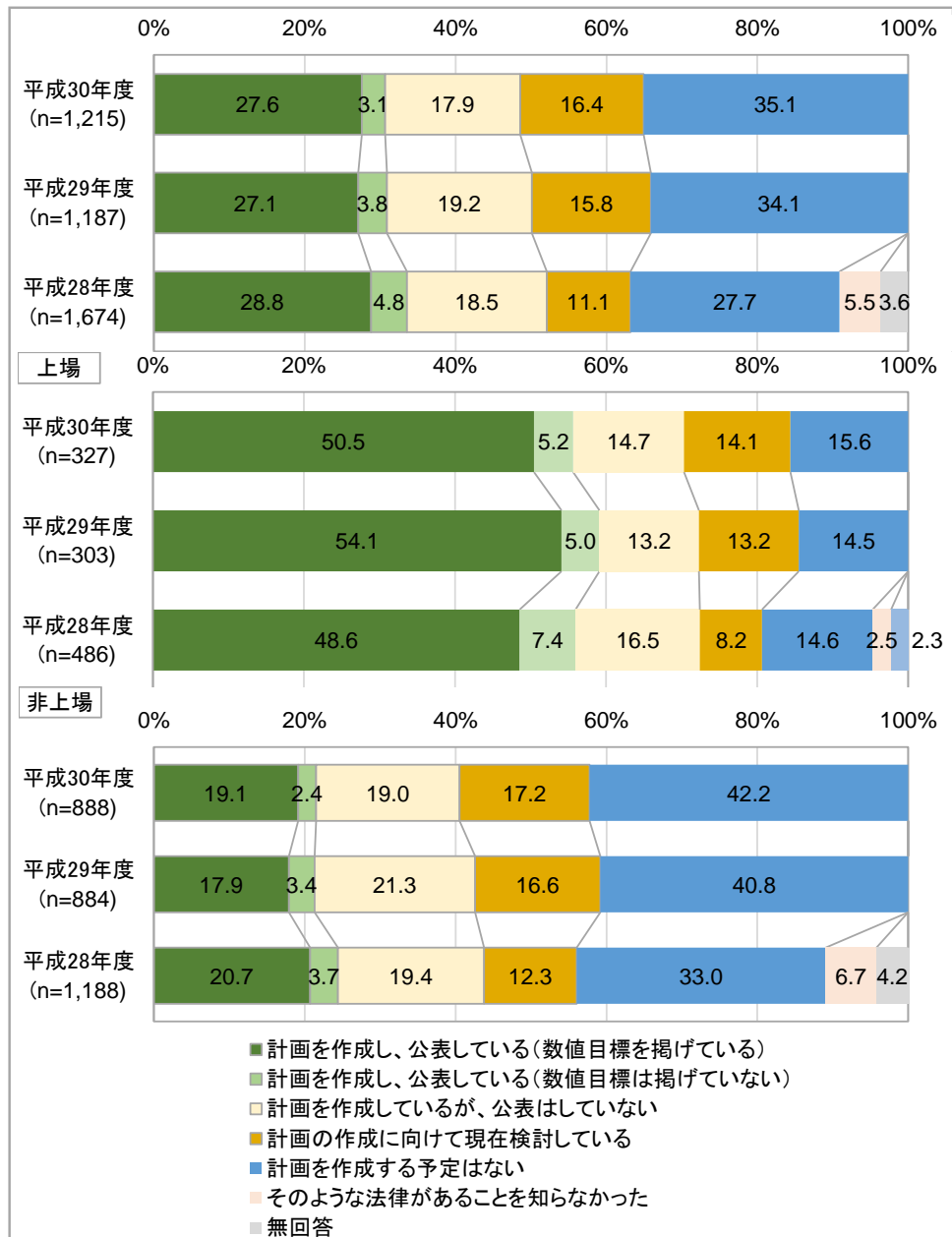
地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画を作成している企業は半数の 48.6%であり、上場企業では 70.4%が作成している。

一方、非上場企業で作成しているのは 40.5%であり、前々回調査(43.8%)、前回調査(42.6%)と漸減傾向にある。

また、作成の上、公表まで行っている企業は全体では 30.7%である。

上場企業では 55.7%の企業が公表まで行っているが、一方、非上場企業で公表まで行っている企業は 21.5%にとどまる。

図 32 地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画の作成及び公表



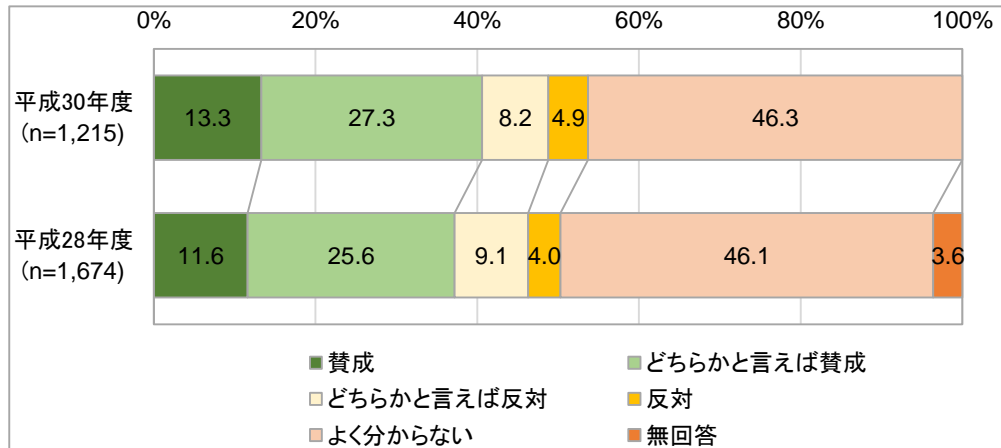
ii. 国内排出量取引制度に対する賛否 <【詳細版】8-2(138 ページ)>

国内排出量取引制度については、「よく分からない」が半数近い 46.3%となっている。

また、賛成(「賛成」+「どちらかと言えば賛成」)は 40.6%であり、反対(「どちらかと言えば反対」+「反対」)という企業は 13.1%にとどまる。

* 前回調査では、該当する設問なし。

図 33 国内排出量取引制度に対する賛否



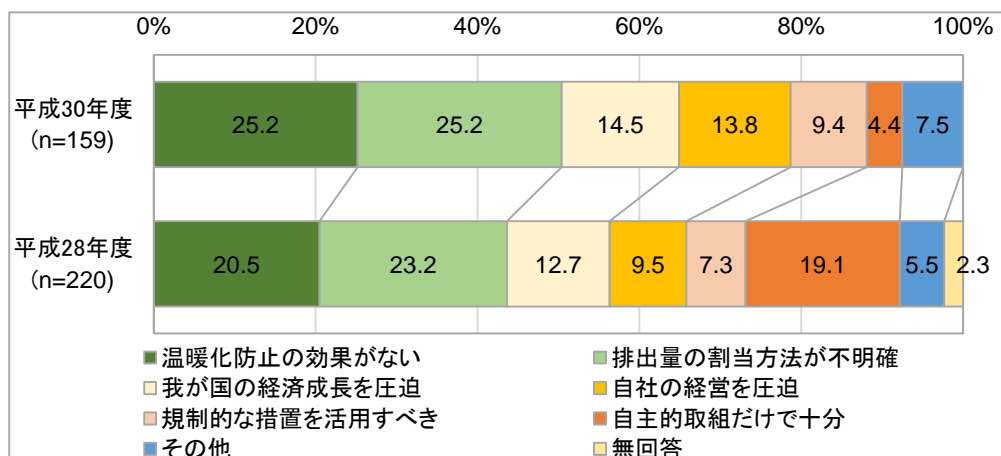
iii. 国内排出量取引制度に反対する理由 <【詳細版】8-3(142 ページ)>

国内排出量取引制度に反対する理由としては、「温暖化防止の効果がない」と「排出量の割当方法が不明確」が共に 25.2%で、両者で半数を占めている。

前々回調査と比較すると、「温暖化防止の効果がない」で 4.7 ポイント、「自社の経営を圧迫」で 4.3 ポイント増加している。

* 前回調査では、該当する設問なし。

図 34 国内排出量取引制度に対する賛否



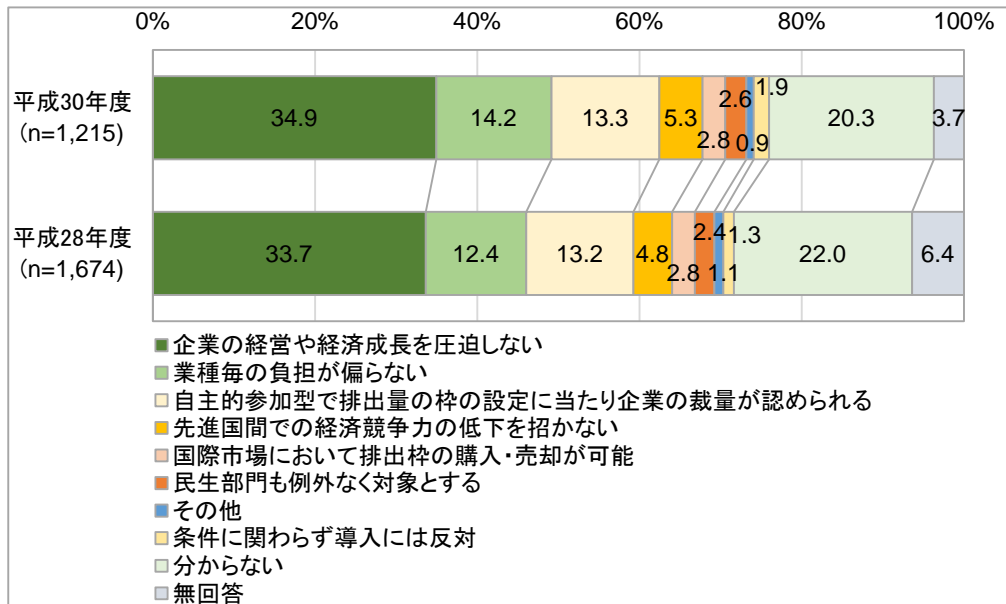
iv. 国内排出量取引制度の導入に当たって最低限必要と考える条件 <【詳細版】8-4(146 ページ)>
>

国内排出量取引制度の導入に当たり最低限必要と考える条件としては、「企業の経営や経済成長を圧迫しない」が 34.9%で最も多く、次いで、「業種毎の負担が偏らない」(14.2%)、「自主的参加型で排出量の枠の設定に当たり企業の裁量が認められる」(13.3%)となっている。

また、「分からない」も 20.3%となっている。

* 前回調査では、該当する設問なし。

図 35 国内排出量取引制度の導入に当たって最低限必要と考える条件

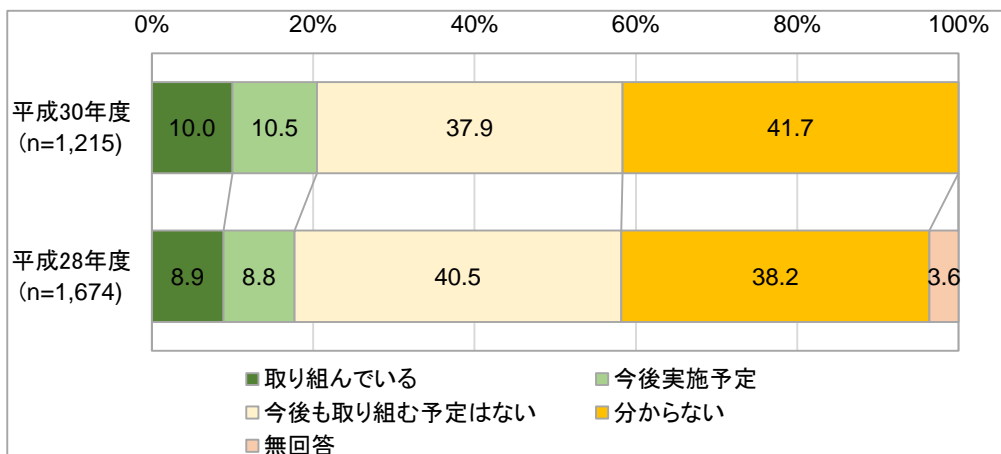


v. カーボン・オフセットの実施状況 <【詳細版】8-5(149 ページ)>

温室効果ガスの削減のためのカーボン・オフセットの実施状況については、「取り組んでいる」と「今後実施予定」がそれぞれ1割となっている。一方、「今後も取り組む予定はない」は4割近い37.9%となっており、「取り組んでいる」+「今後実施予定」の約2倍の割合となっている。

* 前回調査では、該当する設問なし。

図 36 カーボン・オフセットの実施状況

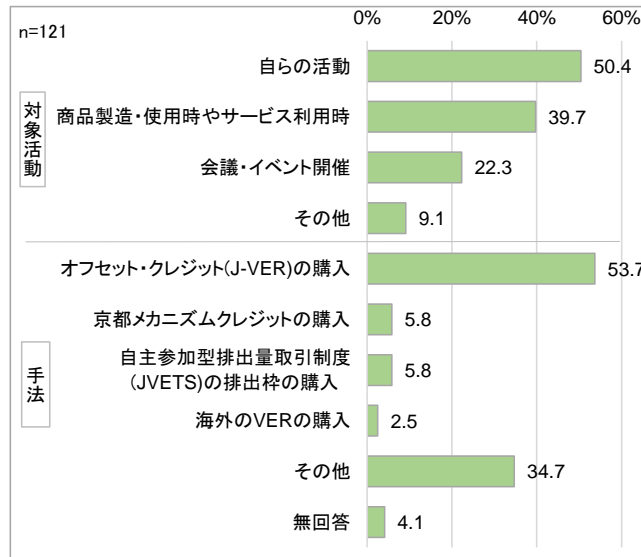


vi. カーボン・オフセットの実施形態 <【詳細版】8-6(153 ページ)>

カーボン・オフセットに取り組んでいる企業では、社員の通勤、業務ビル等における電力使用などの「自らの活動」を対象としている企業が半数(50.4%)、「商品製造・使用時やサービス利用時」を対象としている企業が4割(39.7%)、「会議・イベント開催」を対象としている企業が2割程度(22.3%)となっている。

購入するクレジットは「オフセット・クレジット(J-VER)」が過半数の 53.7%を占めている。

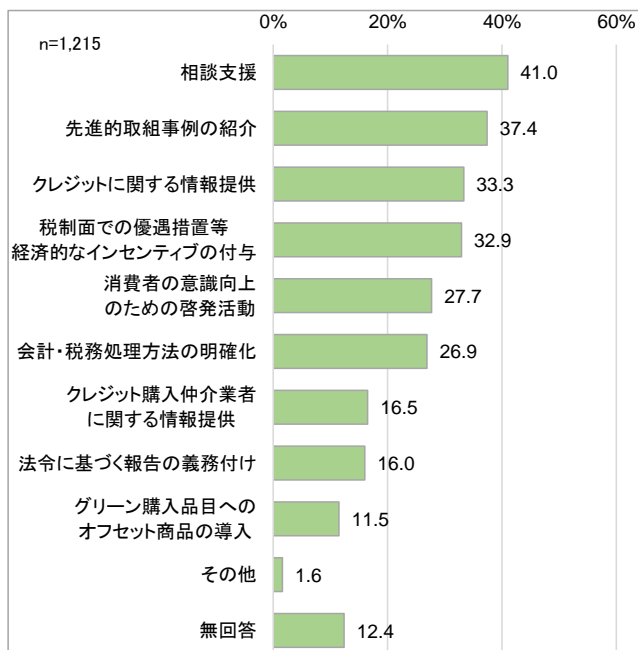
図 37 カーボン・オフセットの実施形態



vii. オフセットに取り組む上で行政に望む支援 <【詳細版】8-7(156 ページ)>

今後オフセットに取り組む上で行政に望む支援は、「相談支援」が 41.0%で最も多く、次いで、「先進的取組事例の紹介」(37.4%)、「クレジットに関する情報提供」(33.3%)、「税制面での優遇措置等経済的なインセンティブの付与」(32.9%)の順となっている。

図 38 オフセットに取り組む上で行政に望む支援



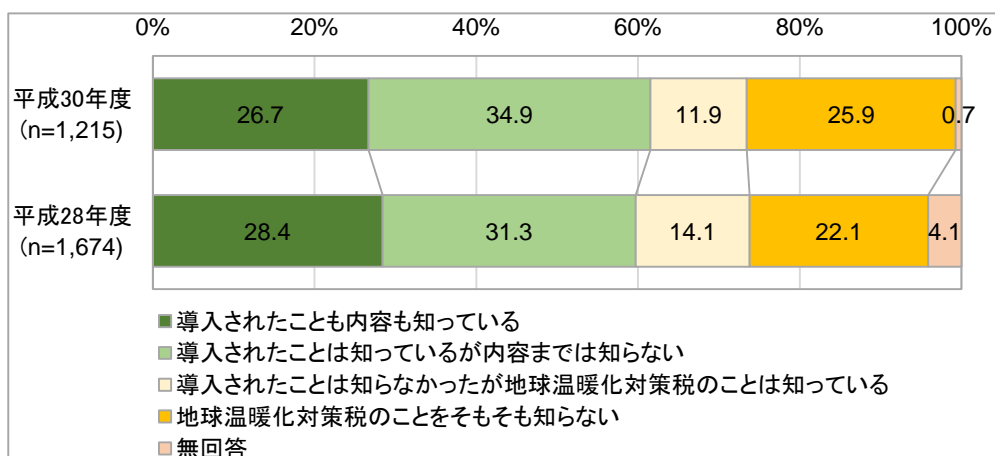
viii. 「地球温暖化対策税」の認知度 <【詳細版】8-8(159 ページ)>

「地球温暖化対策税」については、「導入されたことは知っているが内容までは知らない」が 34.9%、「導入されたことも内容も知っている」が 26.7%で、両者を合わせると導入されたことを知っている企業は 6割(61.6%)となっている。前々回調査と比較して認知度はほとんど変わっていない。

一方、「地球温暖化対策税のことをそもそも知らない」という企業も 25.9%となっている。

* 前回調査では、該当する設問なし。

図 39 「地球温暖化対策税」の認知度



8. 環境会計について

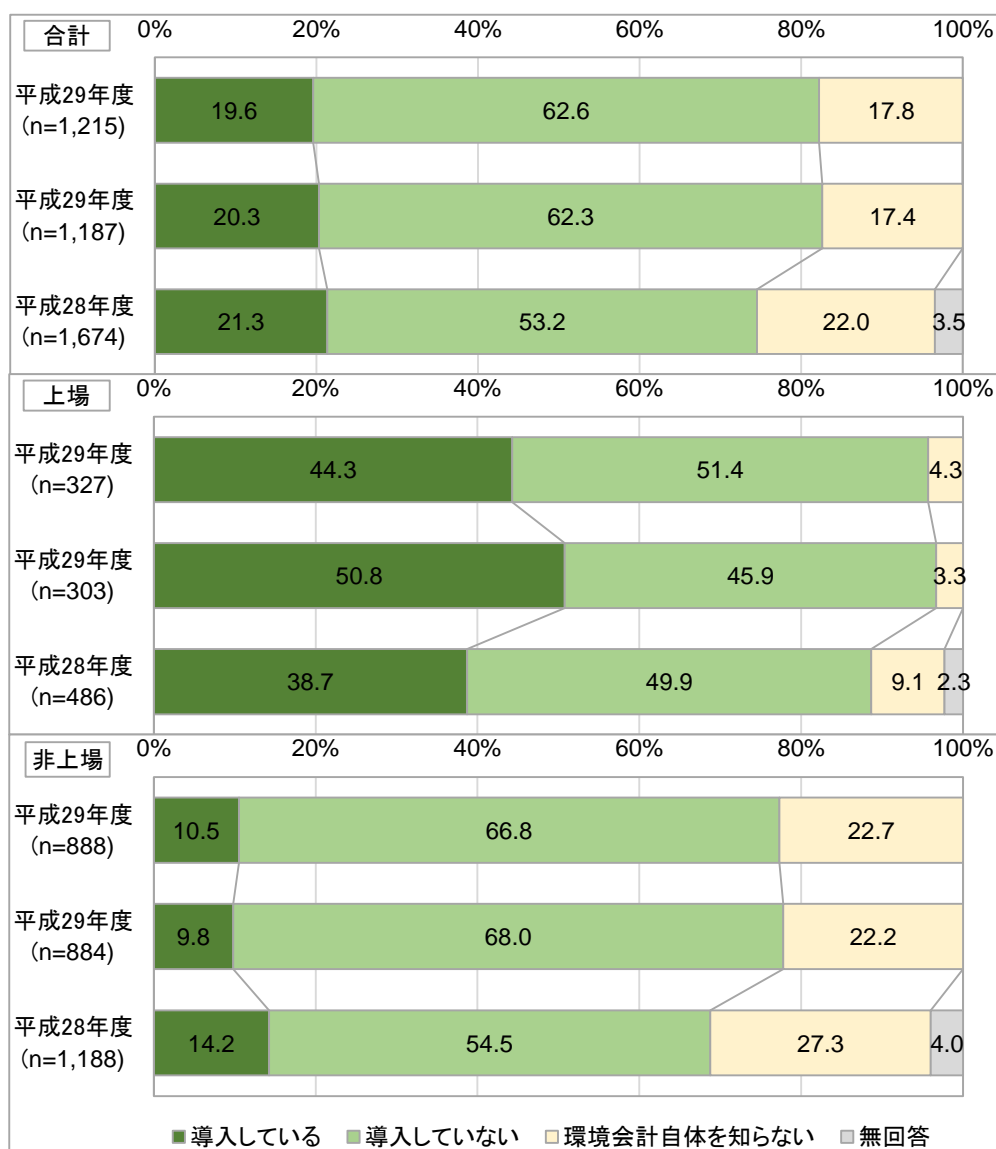
i. 環境会計の導入状況 <【詳細版】9-1(163 ページ)>

環境会計を導入している企業は 19.6%である。

上場企業では 44.3%の企業が導入しているが、非上場企業では 10.5%と1割の企業が導入するにとどまる。

また、環境会計自体を知らない企業は、上場企業では 4.3%であり、ほとんどの企業が知るようになっているが、非上場企業では依然として 22.7%の企業が「知らない」と答えている。

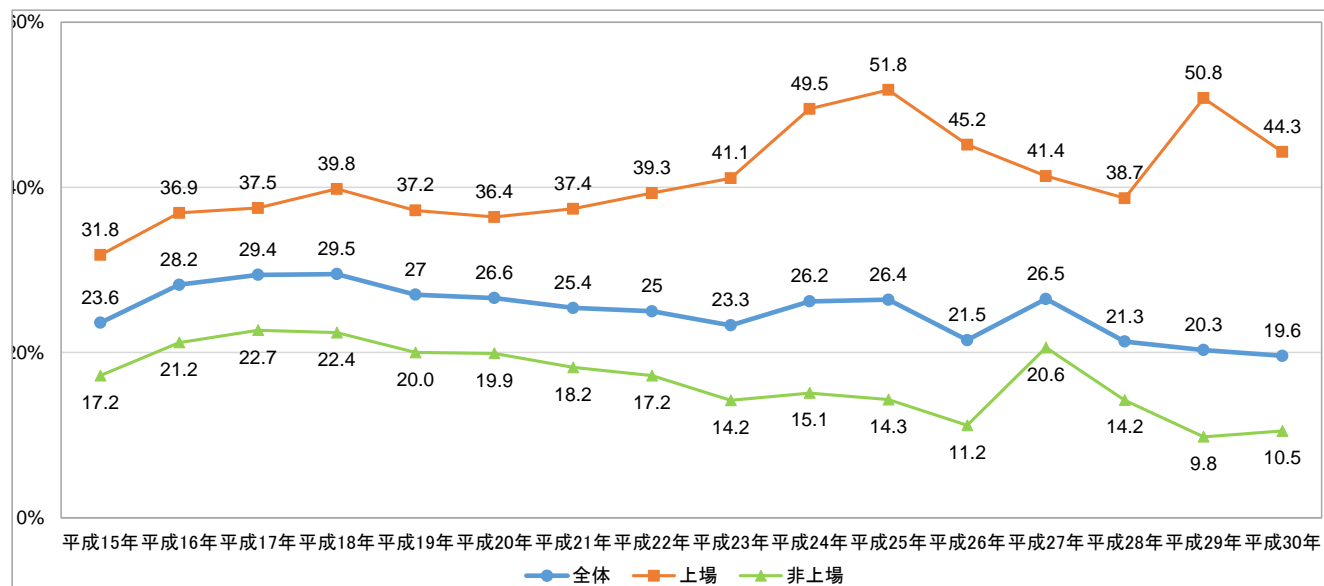
図 40 環境会計の導入状況



環境会計を導入している企業の割合を経年で見ると、上場企業では、平成15年には3割を超える程度であったが、現在は4、5割程度で推移しており、増加傾向にある。

一方、非上場企業では、当初2割程度の企業が導入していたが、平成26年度、前回、今回の調査では1割程度となるなど漸減傾向となっており、上場企業との間の乖離が拡大している。

図41 環境会計の導入状況(経年推移)



9. 環境配慮レベル <【詳細版】10(167 ページ)>

どのような企業が環境配慮に積極的かを見るため、下記の6問につき、「1」を選択した場合を1点、それ以外を選択した場合を0点として、その合計点を以下のように3つの区分に分類した。

<対象設問>

- ・設問3-1 「ISO14001 規格」等の第三者が認証する環境マネジメントシステムの取得
- ・設問5-1 事業エリア内における環境負荷データの把握
- ・設問5-4 事業エリア外における環境負荷データの把握
- ・設問6-1 環境に関するデータ、取組等の情報の公表
- ・設問7-1 環境ビジネスの実施
- ・設問9-1 環境会計の導入

<区分>

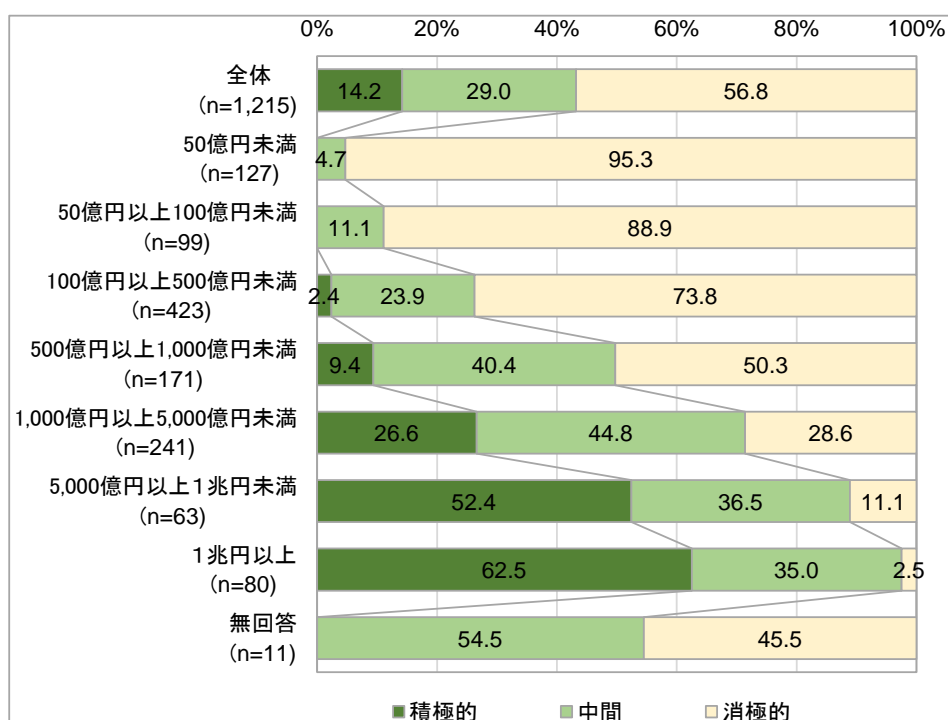
- ・5、6点 : 積極的
- ・3、4点 : 中間
- ・0～2点 : 消極的

全体では、環境配慮に積極的な企業は 14.2%にとどまり、消極的な企業が過半数の 56.8%を占めている。

売上高別に見ると、100 億円未満では、環境配慮に消極的な企業が9割程度を占め、また、積極的な企業はないが、500 億円以上で、中間の企業が4割を超えるようになり、5000 億円以上では、環境配慮に積極的な企業が5割以上を占め、消極的な企業は1割程度以下にとどまる。

環境配慮レベルと売上高とは正の強い相関があることが分かる。

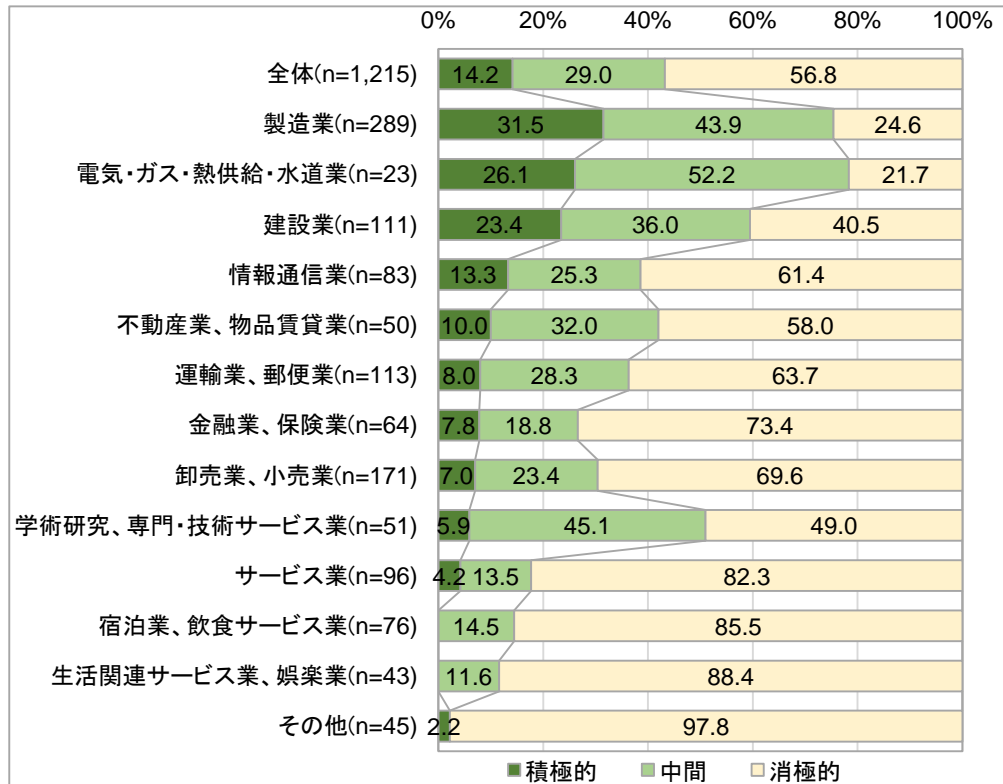
図 42 環境配慮レベル(売上高別)



次に、業種別に見ると、環境配慮に積極的な企業は、「製造業」で31.5%と最も割合が高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」(26.1%)、「建設業」(23.4%)、で全体平均を上回っている。

環境配慮に消極的な企業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」では21.7%で最も割合が低く、「製造業」(24.6%)、「建設業」(40.5%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(49.0%)で全体平均を下回っている。

図 43 環境配慮レベル(業種別)



リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。